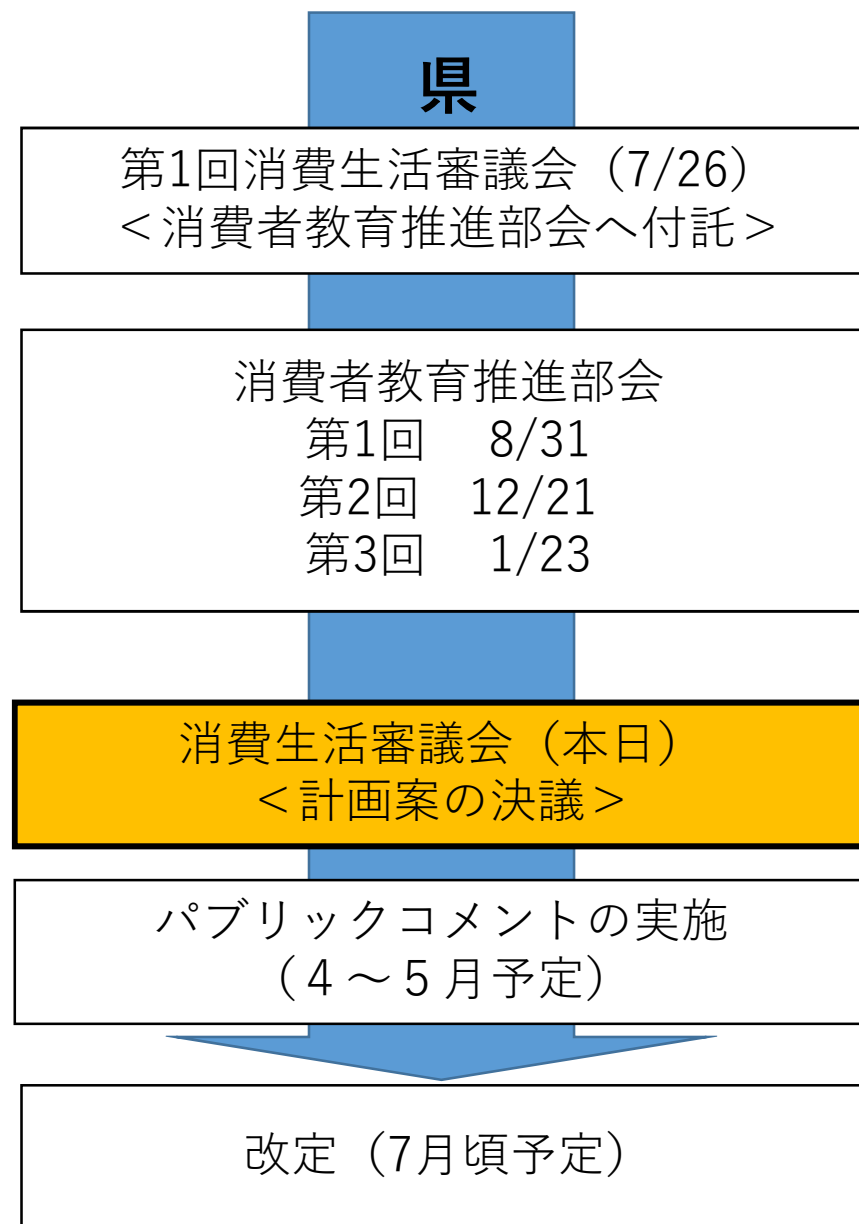
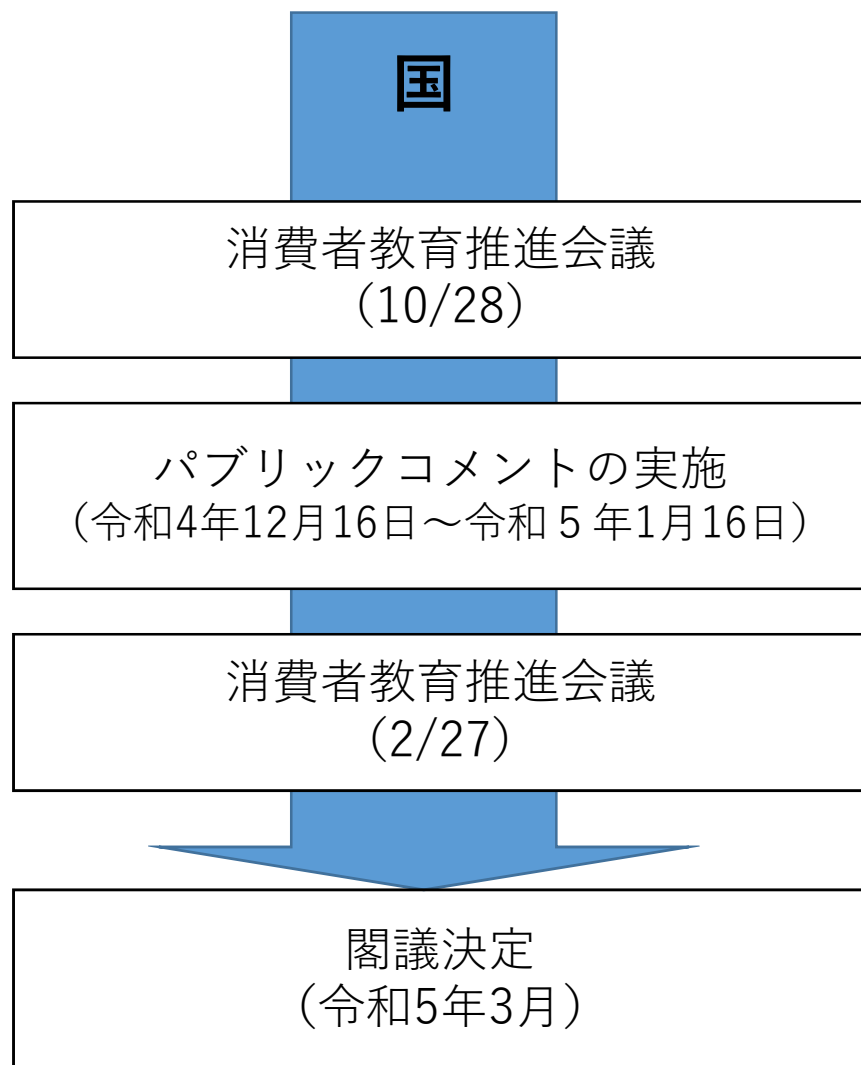


第三次和歌山県消費者教育推進計画(案) について

改定までの流れ



第三次和歌山県消費者教育推進計画 構成について

■構成は第二次計画を踏襲しながらも、社会状況の変化等を踏まえて内容を充実

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 改定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 消費者を取り巻く現状

- 1 社会状況の変化
- 2 県における消費生活相談の状況

第3章 二次計画の実績と評価、課題

- 1 ライフステージや場の特性に応じた取組
- 2 関係機関等との連携・協働
- 3 消費者教育の担い手の育成
- 4 市町村の取組支援

第4章 消費者教育施策の推進

- 1 体系的な推進に向けて
- 2 三次計画における基本的視点
- 3 計画の施策と具体的取組

第5章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 関係施策の実施状況の報告

[資料]

- ・主な取組実績
- ・消費者教育イメージマップ

第1章 計画の基本的な考え方

1. 改定の趣旨

社会状況の変化や第二次計画の評価・課題を踏まえ、「**自ら考え、自ら行動する**」**自立した消費者の育成**を目指し、より一層効果的な消費者教育を推進する

2. 計画の位置づけ

- ▶ 「消費者教育推進法」第10条第1項に基づき策定する
都道府県消費者教育推進計画
(国の「基本方針」を踏まえて策定する計画)
- ▶ 「和歌山県長期総合計画」の実施計画

3. 計画の期間

- ▶ 国の次期基本方針に準じ7年間とする (R5~R11)
ただし、社会経済情勢の変化等に対応するため中間的な見直しを実施する

第2章 消費者を取り巻く現状

1 社会状況の変化

①高齢化の進行	・ 県内65歳以上：33.2%、一人暮らし増加傾向 ⇒一人暮らしの高齢者はトラブルに遭いやすく、トラブルに対する救済が遅れることで深刻な被害になる恐れがある
②成年年齢引下げ	・ 社会経験の乏しい若年者における消費者被害の増加懸念 ⇒特に、在学中に成人となる高等学校においては、新学習指導要領を踏まえ消費者教育の充実を図る必要がある
③在留外国人等の増加	・ 近年増加傾向であり、今後も増加していくことが想定 ⇒外国人が取引の当事者となる場合の消費者トラブル増加懸念
④デジタル化の進展	・ スマートフォン保有世帯率：88.6% ・ 手軽にデジタル空間にアクセス＝消費生活の利便性向上 ⇒デジタル関連の消費者トラブルの増加懸念
⑤感染症の拡大や自然災害等の発生	・ 被害（被災）に便乗した悪質商法等の消費者トラブル急増傾向 ・ 本県においても南海トラフ地震等による被災が想定されている ⇒平時から消費者教育において自らの消費行動について考えることが重要
⑥持続可能な社会の形成と消費行動	・ SDGs（持続可能な開発目標）の推進 ・ 「消費者市民社会」の形成

第2章 消費者を取り巻く現状

2 県における消費生活相談の状況

< 県消費生活センターに寄せられた相談 >

- ・ 60歳以上：全体の4割以上
- ・ 若年者の相談割合は少ないものの、近年増加傾向にある

< 相談内容 >

- ・ 「健康食品」「化粧品」が増加傾向にある
(定期購入に関するトラブルが多い)

- ▶ 引き続き、高齢者や若年者の被害防止に向けた消費者教育の推進が必要
- ▶ 社会状況等により新たな悪徳商法（手口）が発生し、消費者トラブルも多様化しているため、消費者自らが考え行動できる能力を身につけることが重要

第3章 第二次計画の実績と評価、課題

1. ライフステージや場の特性に応じた取組

学校等	<ul style="list-style-type: none">・ デモ授業の活用増加 (新学習指導要領における消費者教育の充実)・ 県独自教材やチラシ等による周知啓発実施・ 小学校～高校及び特別支援学校に関して、一定の取組実施 (幼児、大学の取組が少ない) <p>▶ <u>成年年齢引下げ</u>に伴う消費者教育の充実を図る</p> <p>▶ <u>デジタル教材</u>への対応</p> <p>▶ 幼児、大学を含む各世代への取組</p>
地域社会	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者安全確保地域協議会 県内11市町にて設置・ 啓発物により定期的に情報提供 <p>▶ <u>地域の見守り体制</u>の構築、強化</p> <p>▶ 地域で活動している<u>団体等との連携</u></p>
職域	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員向けの「消費者啓発講座」を実施したが、実施数は少ない <p>▶ 学校教育以降の<u>継続的学び</u>に向け、取組が必要</p>

第3章 第二次計画の実績と評価、課題

2. 関係機関等との連携・協働

県関係 機関	<ul style="list-style-type: none">・消費者教育連絡協議会による情報交換や取組検討を実施・教員向けの消費者教育動画を作成（教育委員会）・「高齢者・障害者に係る消費者被害防止ネットワーク」構成団体への定期的な情報提供 <ul style="list-style-type: none">▶ 教員が実施する<u>消費者教育のサポートのための連携</u>（デモ授業の活用促進、教材提供）▶ 見守り活動の実効性を高めるため<u>警察部局との連携</u>▶ SDGsやエシカル消費等の幅広い情報提供のための<u>関係機関との連携</u>
事業者 等	<ul style="list-style-type: none">・「生活教養講座」への講師派遣やCSR活動への後援等にて連携 <ul style="list-style-type: none">▶ 幅広い取組における<u>官民連携を推進</u>
災害時 連携	<ul style="list-style-type: none">・「生活教養講座」や啓発物品等にて非常時に備えた消費行動について情報提供 <ul style="list-style-type: none">▶ 関係団体（協定締結団体等）との<u>連携強化</u>

第3章 第二次計画の実績と評価、課題

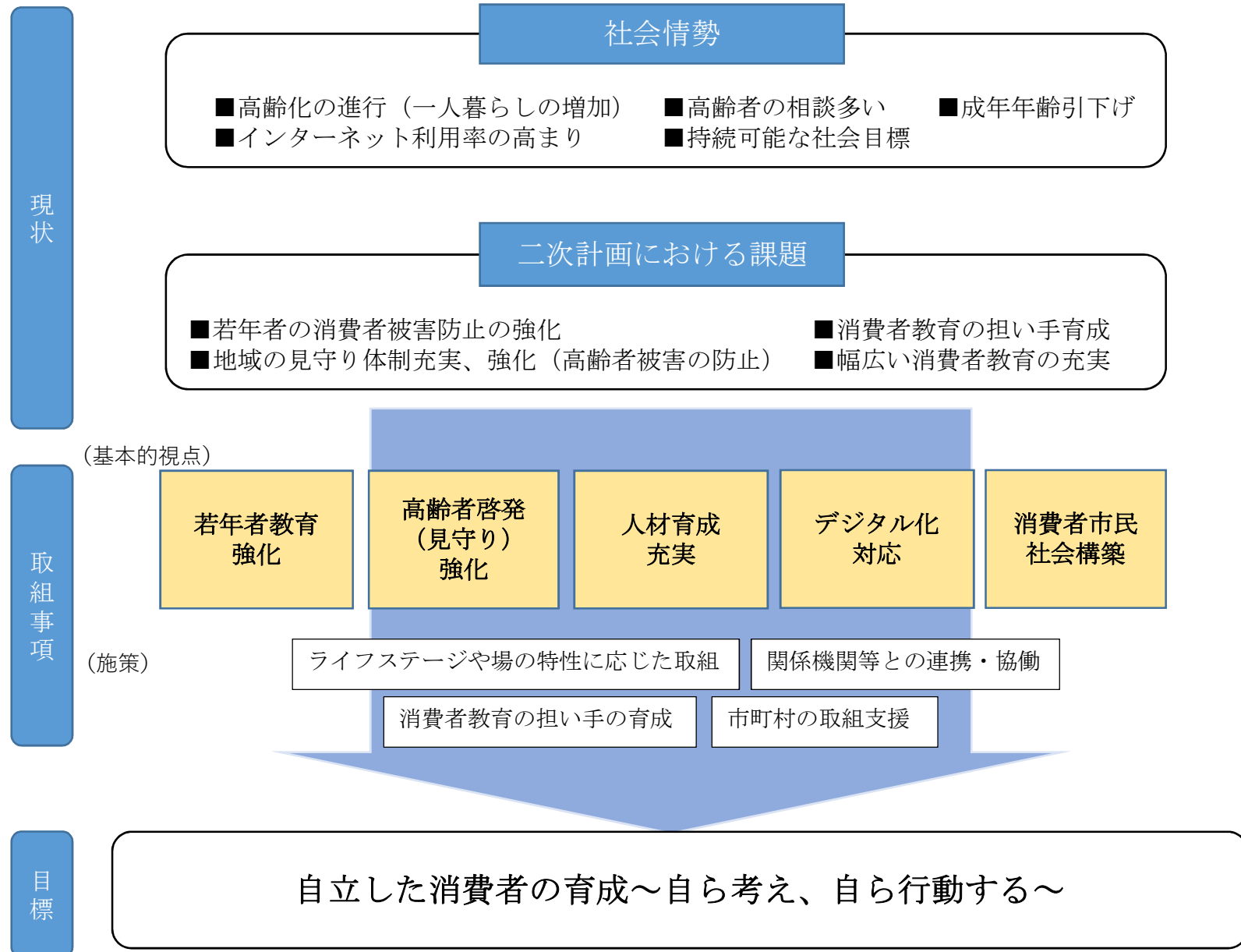
3. 消費者教育の担い手の育成

- ・ 消費者教育に関する担い手育成：2団体（食育、IT教育）
 - ・ 消費生活サポーターの育成、活動支援（登録人数277名 R4.4時点）
 - ・ 消費者教育のコーディネーター：1名
 - ・ 消費生活相談員養成講座の実施（受講者数：毎年22名程度）
 - ・ 教員向け動画の作成、研修の実施
- ▶ 地域における担い手の拡充（読み聞かせ団体等）
- ▶ 教員による消費者教育実践支援のための教員向け研修の充実

4. 市町村の取組支援

- ・ 県消費生活センターにおける市町村向け研修による実践支援
 - ・ 消費者トラブル事例や注意喚起情報等の啓発物品を毎月情報提供
- ▶ 引き続き、研修や情報提供を実施し、地域に根ざした消費者教育体制の構築を推進

第4章 消費者教育施策の推進



第4章 消費者教育施策の推進

三次計画における基本的視点

- 1 若年者に対する消費者教育の推進
- 2 高齢者等に対する消費者教育・啓発の推進
- 3 消費者教育における人材の育成
- 4 デジタル化に対応した消費者教育の推進【新規】
- 5 消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供【新規】

1. 若年者に対する消費者教育の推進

○成年年齢引下げや不安を[あおり困惑したことに乗じて契約させる商法（靈感商法等）等の悪質商法に関する消費者トラブル未然防止](#)【新規】

- ・成人になるまで消費者トラブルに関する知識や被害防止について学ぶことが必要
- ・被害に遭いやすい類型、手法の知識等を積極的に提供する機会を拡大

○専門講師の派遣（デモ授業）【継続】

- ・県教育委員会と連携し、学校へ専門講師を派遣

○教員向け研修会等の実施【継続】

- ・教員の消費者教育実践を支援

○消費者教育教材の提供や活用促進【継続】

- ・教材の貸出や情報提供

2. 高齢者等に対する消費者教育・啓発の推進

○見守りネットワークの構築を推進【継続】

- ・ 高齢者等を地域で見守る「消費者安全確保地域協議会」設置に向けた働きかけ

○高齢者等を対象とした消費者被害の未然防止【継続】

- ・ 悪質商法（靈感商法等）による消費者トラブル未然防止のための注意喚起
- ・ 障害者やその支援者への情報提供

○警察との連携【新規】

- ・ 警察による特殊詐欺対策等との連携を図り、被害防止に向けた周知、啓発

○消費生活センター等の周知・啓発【継続】

- ・ 不安に思ったときにすぐに消費生活センターに相談できる体制づくり

3. 消費者教育における人材の育成

○県消費生活センターの機能強化【継続】

- ・ 国民生活センター等が実施する研修への参加等を通じた、消費生活相談員のスキル向上、維持
- ・ 消費生活相談員の専門知識を活かした消費者教育を推進

○市町村の相談窓口に対する支援【継続】

- ・ 県消費生活センターにおける研修等の実施
- ・ 地域による消費者教育を推進

○地域における消費者教育の担い手育成【拡充】

- ・ 消費者教育の担い手団体等の掘り起こしや育成
- ・ 学生等が主体的に消費者教育、啓発に取り組む活動を支援

4. デジタル化に対応した消費者教育の推進【新規】

- ・消費者教育の担い手や地域で見守り活動をしている方等に啓発物資等による最新のトラブル事例を提供
- ・デジタル関連の消費者トラブルを未然に防ぐための周知啓発に関して関係機関等と連携
- ・メディアの特性や対象となる年齢層を踏まえデジタルを活用した情報発信を行う

5. 消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供【新規】

- ・消費者としてふさわしい行動を考えるための多角的な情報発信
- ・エシカル消費や食品ロス削減などの持続可能な社会形成に寄与する情報の提供、啓発
- ・消費者トラブルに遭った際にすぐに相談ができる体制づくりのための周知、啓発

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

- ・体系的な消費者教育を実践する必要がある
- ・行政、関係団体等と連携し、消費者教育を推進する体制を確立するよう取り組んでいく

(1) 県の推進体制

- ・消費者行政部局を中心に教育、福祉部局等と連携し、体系的な取組を実施
- ・各関係部局と連携し、幅広い消費者教育に取り組む

(2) 市町村等との連携

(3) 消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携

2. 関係施策の実施状況の報告

- ・毎年度、取組事項を評価して消費生活審議会で報告